

○尼崎市都市公園条例施行規則

		昭和33年12月18日 規則第38号
改正	昭和36年10月25日規則第43号	昭和38年4月20日規則第27号
	昭和39年4月1日規則第17号	昭和39年9月20日規則第51号
	昭和41年5月17日規則第35号	昭和41年7月30日規則第49号
	昭和43年4月1日規則第21号	昭和43年8月1日規則第46号
	昭和44年7月22日規則第50号	昭和45年3月30日規則第12号
	昭和46年7月6日規則第48号	昭和46年7月13日規則第49号
	昭和46年8月2日規則第54号	昭和47年2月29日規則第6号
	昭和48年8月20日規則第69号	昭和49年9月14日規則第90号
	昭和51年3月31日規則第16号	昭和52年3月31日規則第21号
	昭和53年4月1日規則第33号	昭和56年6月6日規則第35号
	昭和58年6月1日規則第51号	昭和58年10月8日規則第66号
	昭和63年3月28日規則第12号	昭和63年8月3日規則第49号
	平成元年3月14日規則第12号	平成5年5月27日規則第38号
	平成11年3月24日規則第10号	平成14年6月20日規則第48号
	平成17年3月30日規則第13号	平成17年10月25日規則第65号
	平成18年3月30日規則第35号	平成20年3月27日規則第13号
	平成20年10月10日規則第53号	平成20年12月25日規則第63号
	平成21年3月30日規則第24号	平成21年12月18日規則第87号
	平成23年3月31日規則第30号	平成23年10月24日規則第52号
	平成24年3月30日規則第27号	平成25年6月27日規則第54号
	平成27年3月31日規則第28号	平成27年6月25日規則第43号
	平成28年3月30日規則第18号	平成30年6月29日規則第42号
	平成31年3月4日規則第4号	平成31年3月29日規則第35号
	令和元年7月30日規則第15号	令和5年3月31日規則第43号
	令和6年10月9日規則第53号	令和7年2月21日規則第2号
	令和7年3月31日規則第36号	

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市都市公園条例(昭和33年尼崎市条例第17号。以下「条例」とい

う。)第5条第9号、第6条の2、第10条第2項、第13条、第13条の2ただし書、第23条、第30条、付則第9項及び別表第2(5)ウの規定に基づき、都市公園(以下「公園」という。)の管理について必要な事項を定めるとともに、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(昭39規則17・昭52規則21・一部改正、平17規則65・全改、平20規則63・平23規則30・平25規則54・令6規則53・令7規則2・一部改正)

(許可の手續)

第2条 公園施設設置許可等を受けようとする者は、その公園施設設置許可等に係る行為をしようとする日の3月前までに、許可申請書に市長が必要と認める図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第7条第1項の許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、別に定めるところにより、市長が別に定めるネットワーク(電子計算機を相互に接続し、情報を伝送するための通信回線網その他の仕組みをいう。)上のシステム(電子計算機により継続的に情報を処理する仕組みをいう。)を利用した上で、利用許可申請書に市長が必要と認める図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が別に定めるときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、有料公園施設のうち総合体育館のトレーニング室若しくはスポーツサウナ、市民プール又は尼崎城天守について利用券の発行を受けて利用するときは、その発行された利用券の提出をもって同項の手續に代えるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、有料公園施設のうち分区園に係る利用許可を受けようとする者は、別に定めるところにより、利用許可申請書に市長が必要と認める図書を添えて市長に提出しなければならない。

5 駐車許可を受けようとする者は、大型自動車を許可対象駐車場に駐車させようとする日の14日前までに、駐車許可申請書に市長が必要と認める図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(昭39規則51・昭41規則49・昭58規則51・昭63規則12・平17規則13・平17規則65・平18規則35・平23規則30・平24規則27・平25規則54・平27規則43・平30規則42・平31規則4・令5規則43・令7規則2・一部改正)

(許可証の交付)

第3条 市長は、公園施設設置許可等、条例第3条第1項若しくは第3項の許可又は駐車許可をしたときは、これらの許可を申請した者に許可証を交付するものとする。

(昭58規則51・平18規則35・平25規則54・令7規則2・一部改正)

(許可証の掲示等)

第4条 公園施設設置許可等又は条例第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、前条の規定により交付された許可証を、これらの許可に係る行為を行う場所に掲示しなければならない。

2 駐車場許可利用者は、その駐車許可に係る大型自動車を許可対象駐車場に入庫させる際、その入庫に係る許可対象駐車場の係員に前条の規定により交付された許可証を提示しなければならない。

(昭39規則51・昭58規則51・平17規則13・平25規則54・令5規則43・令7規則2・一部改正)

(行為の禁止)

第5条 条例第5条第9号の規則で定める行為は、次のとおりとする。

- (1) 禁止された区域内での野球その他公衆に危害を及ぼすおそれがある行為
- (2) 公園内において馬を調教し、犬を訓練し、その他畜類を放すこと。
- (3) その他公園の管理又は利用に支障を及ぼすおそれがある行為

(昭36規則43・昭39規則51・平23規則30・平25規則54・一部改正)

(有料公園施設の供用日等)

第6条 条例第6条の2の規則で定める有料公園施設の供用日及び供用時間は、別表第1のと

おりとする。

- 2 市長は、別に定めるところにより、有料公園施設の供用時間の範囲内において当該有料公園施設に入場することができる時間を定めることができる。

(昭63規則12・平17規則65・平25規則54・平31規則4・令7規則2・一部改正)

(申請書の添付書類)

- 第7条** 条例第9条の規定により申請書に添付しなければならない設計書、仕様書及び図面は、次のとおりとする。

- (1) 工事設計書 1部
- (2) 工事仕様書 1部
- (3) 工作物を設置するときは、当該工作物等の平面図、縦横断面図及びその他必要な図書 2部
- (4) 許可を受けようとする公園の平面図、位置図及び区域の求積図 2部

(昭36規則43・追加、昭39規則51・一部改正、平17規則65・旧第6条の2繰下)

(付属設備の使用料)

- 第8条** 条例第10条第2項の規則で定める額は、条例別表第2(5)オの表に定める額とする。

- 2 条例別表第2(5)ウの規則で定める付属設備及び規則で定める額は、別表第2のとおりとする。

(昭63規則12・追加、平17規則65・旧第6条の3繰下・一部改正、平24規則27・令7規則2・一部改正)

(使用料の減免)

- 第9条** 条例第13条の規則で定める特別の理由は、次のとおりとする。

- (1) 本市の区域内に存する次のいずれかに該当する施設に在籍する者で構成される団体がそれぞれ当該アからウまでに定める目的で公園の使用(条例第11条第1項に規定する公園の使用をいう。以下同じ。)(メイン・アリーナ冷暖房設備、サブ・アリーナ冷暖房設備、格技室冷暖房設備及び駐車場(以下「メイン・アリーナ冷暖房設備等」という。))の利用を除く。)をするとき。

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又はこれに準ずる学校教育の目的

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園 教育及び保育の目的

ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所 保育の目的

- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する公の青少年団体その他の公の団体が公益上の目的(総合体育館、陸上競技場又は市民プール(芦原公園内に存するものに限る。))の使用にあつては、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の趣旨に沿う目的を含む。)で公園の使用(メイン・アリーナ冷暖房設備等の利用を除く。)をするとき。

- (3) 次のいずれかに該当する者が市民プール又は尼崎城天守を利用するとき。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市の長から療育手帳(児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

- (4) 20人以上の者で構成される団体が尼崎城天守を利用するとき。

- (5) 利用許可の手續、使用料の納付又は還付の手續その他の公園の利用に関する手續として市長が別に定めるもの(以下「減免対象手續」という。)を行うために駐車場(市長が別に定めるものに限る。次項第7号において同じ。)を利用するとき。

- (6) その他市長が特別の理由があると認めるとき。
- 2 使用料の減免額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 国又は地方公共団体が公益上の目的で公園の使用(メイン・アリーナ冷暖房設備等の利用を除く。)をするとき 次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額
- ア イに該当する場合以外の場合 所定の使用料の全額
- イ 有料公園施設を利用する場合 所定の使用料の10分の5に相当する額
- (2) 公園施設を市に寄付した者及びその関係者(これらの者のうち市長が適当と認める者に限る。)がその寄付に係る公園施設が設けられた公園に係る公園の使用をするとき 所定の使用料の全額
- (3) 前項第1号に該当するとき 次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額
- ア 条例第3条第1項各号に掲げる行為をする場合 所定の使用料の全額
- イ アに該当する場合以外の場合 所定の使用料の10分の5に相当する額
- (4) 前項第2号に該当するとき 次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額
- ア イに該当する場合以外の場合 所定の使用料の全額
- イ 有料公園施設を利用する場合 所定の使用料の10分の3に相当する額
- (5) 前項第3号に該当するとき 次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額
- ア 尼崎城天守を利用する場合 所定の使用料の10分の5に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
- イ 市民プールを利用する場合 所定の使用料の10分の3に相当する額
- (6) 前項第4号に該当するとき 所定の使用料の10分の2に相当する額
- (7) 前項第5号に該当するとき 減免対象手続に要した時間(駐車場を1回利用する間に2以上の減免対象手続を行ったときは、それぞれの減免対象手続に要した時間の合計時間)に相当する駐車時間に係る所定の使用料の額
- (8) 前項第6号に該当するとき 所定の使用料の10分の1に相当する額(尼崎城天守を利用する場合においてその額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)から全額までの範囲内で市長が定める額
- 3 団体が尼崎城天守を利用する場合においては、前項第1号イ、第3号イ、第4号イ及び第6号中「所定の使用料」とあるのは「1人分の個人使用料」と、「額」とあるのは「額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」及び団体を構成する者で尼崎城天守を利用しようとする者の人数を基礎に算定された額」と、同項第8号中「所定の使用料」とあるのは「1人分の個人使用料」と、「から全額」とあるのは「及び団体を構成する者で尼崎城天守を利用しようとする者の人数を基礎に算定された額から当該個人使用料の全額及び当該人数を基礎に算定された額」として、同項(第2号に係る部分を除く。)の規定を適用する。
- 4 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第3号に該当することを理由として使用料の減免を受けようとする者は、その交付されている身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示をもって前項の使用料減免申請書の提出に代えることができる。
- (昭36規則43・昭39規則51・昭41規則49・昭43規則46・昭46規則54・昭48規則69・昭49規則90・昭51規則16・昭63規則49・一部改正、平17規則65・旧第7条繰下・一部改正、平23規則30・平24規則27・平27規則28・平30規則42・平31規則4・平31規則35・令元規則15・令5規則43・令7規則2・令7規則36・一部改正)

(使用料の還付)

第10条 条例第13条の2ただし書の規則で定める特別の理由は、次のとおりとする。

- (1) 公園の使用又は許可対象駐車場の利用の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によりその公園の使用又は許可対象駐車場の利用をすることができなくなったとき。
- (2) 公園の使用又は許可対象駐車場の利用の許可を受けた者がその受けた当該許可に係る期間の初日の10日前までに当該許可の取消しを申し出たとき。

(3) 付属設備(条例別表第2(5)ウに掲げる付属設備に限る。以下この号において同じ。)の使用料を納付した者がその納付に係る付属設備の利用を開始するときまでに当該利用の中止を申し出たとき。

2 使用料の還付額は、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める額とする。

(1) 前項第1号に該当するとき 次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 許可の開始日前の場合 既納の使用料の全額

イ 許可期間中の場合 既納の使用料の額のうち、公園の使用をすることができなくなった後の使用料に相当する額

(2) 前項第2号又は第3号に該当するとき 既納の使用料の全額

3 使用料の還付を受けようとする者は、その事実が発生した日から起算して10日以内に使用料還付請求書を市長に提出しなければならない。

(昭39規則51・昭51規則16・全改、平17規則65・平23規則30・平28規則18・令7規則2・一部改正)

(保証人)

第11条 条例第14条の規定により立てられる保証人(以下「保証人」という。)は、現在本市に住所を有している者でなければならない。

2 市長は、保証人を適当でないと認めるとき又は保証人が前項に規定する要件を欠いたときは、速やかに代替りの保証人を立てさせることができる。

(平17規則65・平23規則30・一部改正)

(保証金)

第12条 条例第14条の規定により納付される保証金の額は、同条に規定する許可に係る使用料の3月分に相当する額の範囲内で市長が定める。

2 公園の使用の許可を受けた者が公園の使用料その他公園に関して本市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、前項の保証金をもってこれに充てる。

3 第1項の保証金は、許可期間が満了した日又は許可を取り消された日から60日を経過した後でなければ還付しない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(昭39規則51・平17規則65・平23規則30・一部改正)

(検査及び指示)

第13条 市長は、公園の管理上必要があると認めるときは、関係職員(以下「公園監視員」という。)をして公園の使用について検査させ、又は指示させることができる。

2 前項の公園監視員は、その身分を示す証明書(別記様式)を携帯し、関係人にこれを提示して検査又は指示をしなければならない。

3 関係人は、第1項の規定による検査又は指示を拒むことができない。

(平5規則38・平17規則65・一部改正)

(指定申請の公告)

第14条 市長は、条例第22条の規定により特定公園の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、次条第1項に規定する期間の初日までの市長が別に定める日に次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 施設の名称及び位置

(2) 指定管理者が行う業務の範囲

(3) 指定管理者の指定の予定期間

(4) 条例第23条の規定による指定の申請(以下「指定申請」という。)の方法

(5) その他市長が必要と認める事項

(平17規則65・追加、平20規則53・平20規則63・平23規則52・令6規則53・一部改正)

(指定申請の方法)

第15条 指定申請は、市長が別に定める期間内に行わなければならない。

2 条例第23条の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 指定申請を行う法人等(以下「申請法人等」という。)(2以上の法人等によって構成される申請法人等(以下この条において「共同申請法人等」という。))にあつては、

その構成する全ての法人等)の定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

- (2) 申請法人等(共同申請法人等にあつては、その構成する全ての法人等)の役員(法人以外の団体にあつては、これに相当する者)の名簿及び履歴書
- (3) 申請法人等が指定申請を行う日の属する事業年度(以下「申請年度」という。)におけるその指定申請を行う申請法人等(共同申請法人等にあつては、その構成する全ての法人等)の事業計画書及び収支予算書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (4) 申請年度に設立された申請法人等以外の申請法人等(共同申請法人等にあつては、その構成する法人等のうち既存法人等(申請年度に設立された法人等以外の法人等)をいう。以下この号において同じ。)がある共同申請法人等)にあつては、申請年度の前事業年度における当該申請法人等(共同申請法人等にあつては、その構成する全ての既存法人等)の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (5) 申請年度における申請法人等(共同申請法人等にあつては、その構成する全ての法人等)の財産目録
- (6) 申請法人等(共同申請法人等にあつては、その構成する全ての法人等)の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(平17規則65・追加、平20規則63・令6規則53・令7規則2・一部改正)

(指定管理者の選定結果等の通知)

第16条 市長は、条例第24条の規定により特定公園に係る指定管理者の指定を受けるべき者を選定したときは、指定管理者選定結果通知書又は指定管理者不指定通知書により、その選定の結果を当該選定に係る指定申請を行った全ての法人等に通知するものとする。

- 2 市長は、条例第24条の規定により特定公園に係る指定管理者の指定を受けるべき者として選定した法人等について、当該指定管理者に指定したときは指定管理者指定通知書により、当該指定管理者に指定しなかったときは指定管理者不指定通知書により、それぞれその旨を当該法人等に通知するものとする。

(平17規則65・追加、令6規則53・全改)

(協定の締結)

第17条 指定管理者は、特定公園の管理に関し、次の各号に掲げる事項について、市長と協定を締結するものとする。

- (1) 条例第26条各号に掲げる業務に関すること。
- (2) 尼崎市情報公開条例(平成16年尼崎市条例第47号)の運用に関すること。
- (3) 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)の運用に関すること。
- (4) 指定管理者が行う業務に要する費用及びその支払方法に関すること。
- (5) 地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書の作成及び提出に関すること。
- (6) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消し及び管理の業務の全部又は一部の停止に関すること。
- (7) その他市長が必要と認める事項

(平17規則65・追加、平20規則53・平23規則30・令5規則43・一部改正)

(施行の細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

(昭53規則33・平5規則38・一部改正、平17規則13・旧第15条繰上、平17規則65・旧第14条繰下・一部改正)

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過規定)

2 この規則の施行の際尼崎市公園使用料条例(昭和27年尼崎市条例第11号)に基づいてなされている許可申請書及び許可書は、この規則に基づいてなされた許可申請書又は許可書とみなす。

(選定手続の特例等)

3 条例付則第7項の規定により記念公園に係る指定管理者の指定を受けるべき者を選定する場合及び条例付則第8項の規定により小田南公園に係る指定管理者の指定を受けるべき者を選定する場合には、第14条及び第15条第1項の規定は、適用しない。

(令6規則53・追加)

4 第15条第2項の規定は条例付則第7項の規定により記念公園に係る指定管理者の指定を受けるべき者を選定する場合には係る条例付則第9項の規則で定める書類について、第16条の規定は条例付則第7項の規定により記念公園に係る指定管理者の指定を受けるべき者を選定した場合について、それぞれ準用する。この場合において、第15条第2項第1号中「指定申請」とあるのは「条例付則第9項の規定による記念公園に係る指定管理者の指定の申請(以下「特例申請」という。)」と、同項第3号及び第16条第1項中「指定申請」とあるのは「特例申請」と読み替えるものとする。

(令6規則53・追加)

5 第15条第2項の規定は条例付則第8項の規定により小田南公園に係る指定管理者の指定を受けるべき者を選定する場合には係る条例付則第9項の規則で定める書類について、第16条の規定は条例付則第8項の規定により小田南公園に係る指定管理者の指定を受けるべき者を選定した場合について、それぞれ準用する。この場合において、第15条第2項第1号中「指定申請」とあるのは「条例付則第9項の規定による小田南公園に係る指定管理者の指定の申請(以下「特例申請」という。)」と、同項第3号及び第16条第1項中「指定申請」とあるのは「特例申請」と読み替えるものとする。

(令6規則53・追加)

付 則 (昭和36年10月25日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和38年4月20日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和39年4月1日規則第17号)

この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

付 則 (昭和39年9月20日規則第51号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、従前の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為とみなす。

付 則 (昭和41年5月17日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和41年7月30日規則第49号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(市民プールの使用に関する特例)

2 市民プールの使用(一般及び学生の使用の場合に限る。)については、昭和41年度に限り、第8条第6号中「3割」とあるのは「2割5分」と読み替えて適用するものとする。この場合において、その減免申請手続については、第9条の規定にかかわらず、別に定める。

付 則 (昭和43年4月1日規則第21号)

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

付 則 (昭和43年8月1日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和44年7月22日規則第50号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(北雁替公園及び二本松公園市民プールの供用日に関する特例)
- 2 昭和44年の北雁替公園及び二本松公園市民プールの使用については、この規則による改正後の尼崎市都市公園の設置及び管理に関する条例施行規則別表中「6月20日」とあるのは、北雁替公園市民プールにあっては「8月5日」と、二本松公園市民プールにあっては「8月15日」と読み替えるものとする。

付 則(昭和45年3月30日規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和45年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の尼崎市都市公園の設置及び管理に関する条例施行規則に基づいてなされた申請、処分等は、この規則による改正後の尼崎市都市公園の設置及び管理に関する条例施行規則に基づいてなされた申請、処分等とみなす。

付 則(昭和46年7月6日規則第48号)

この規則は、昭和46年7月8日から施行する。

付 則(昭和46年7月13日規則第49号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(稲川公園市民プールの供用日に関する特例)
- 2 昭和46年の稲川公園市民プールの使用については、この規則による改正後の尼崎市都市公園の設置及び管理に関する条例施行規則別表中「6月20日」とあるのは「7月18日」と読み替えるものとする。

付 則(昭和46年8月2日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和47年2月29日規則第6号)

この規則は、昭和47年3月1日から施行する。

付 則(昭和48年8月20日規則第69号)

この規則は、昭和48年8月21日から施行する。

付 則(昭和49年9月14日規則第90号)

この規則は、昭和49年9月17日から施行する。

付 則(昭和51年3月31日規則第16号)

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

付 則(昭和52年3月31日規則第21号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、従前の規定により定められた様式については、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

付 則(昭和53年4月1日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和56年6月6日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和58年6月1日規則第51号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、従前の規定により定められた様式については、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

付 則(昭和58年10月8日規則第66号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、従前の規定により定められた様式については、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

付 則(昭和63年3月28日規則第12号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則(昭和63年8月3日規則第49号)

この規則は、昭和63年8月7日から施行する。

付 則(平成元年3月14日規則第12号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則(平成5年5月27日規則第38号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定及び次項の規定は、平成5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別表第2の改正規定の施行の際、この規則による改正前の尼崎市都市公園条例施行規則の規定に基づいて別表第2の改正規定の施行の日以後の利用に係る使用料を納付している者は、この規則による改正後の尼崎市都市公園条例施行規則の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(平成11年3月24日規則第10号)

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

付 則(平成14年6月20日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年3月30日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年10月25日規則第65号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(選定手続の特例)

- 2 指定管理者制度への移行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成17年尼崎市条例第54号)付則第2項の規定により選定をする場合にあっては、この規則による改正後の尼崎市都市公園条例施行規則第14条及び第15条の規定は、適用しない。

付 則(平成18年3月30日規則第35号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成20年3月27日規則第13号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成20年10月10日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年12月25日規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年3月30日規則第24号)

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

付 則(平成21年12月18日規則第87号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年3月31日規則第30号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第9条第2項の改正規定及び次項の規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の尼崎市都市公園条例施行規則第9条第2項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に申請される使用料の減免について適用し、同日前に申請された使用料の減免については、なお従前の例による。

付 則 (平成23年10月24日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年3月30日規則第27号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年6月27日規則第54号)

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月31日規則第28号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年6月25日規則第43号)

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月30日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成30年6月29日規則第42号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の尼崎市都市公園条例施行規則第9条第1項第4号及び第2項(第6号に係る部分に限る。)の規定は、この規則の施行の日以後に行われる減免対象手続(同条第1項第4号に規定する減免対象手続をいう。)に係る使用料の減免について適用する。

付 則 (平成31年3月4日規則第4号)

この規則は、平成31年3月29日から施行する。ただし、第6条に1項を加える改正規定及び第9条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

付 則 (平成31年3月29日規則第35号)

この規則は、平成31年7月1日から施行する。

付 則 (令和元年7月30日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和5年3月31日規則第43号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年10月9日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和7年2月21日規則第2号)

この規則は、令和7年2月24日から施行する。ただし、第1条の改正規定(「第28条」を「第30条」に改める部分に限る。)は、同年3月1日から施行する。

付 則 (令和7年3月31日規則第36号)

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の尼崎市都市公園条例施行規則第9条第2項(第5号に係る部分に限る。)の規定は、この規則の施行の日以後に申請される使用料の減免について適用し、同日前に申請された使用料の減免については、なお従前の例による。

別表第1

(昭35規則34・一部改正、昭36規則43・昭38規則27・昭39規則51・全改、昭41規則49・昭43規則21・昭43規則46・昭44規則50・昭45規則12・昭46規則48・昭46規則49・昭48規則69・昭49規則90・一部改正、昭51規則16・全改、昭56規則35・昭58規則51・昭58規則66・昭63規則12・平元規則12・平14規則48・平17規則65・平18規則35・平20規則13・一部改正、平21規則24・全改、平21規則87・平24規則27・平31規則4・

令7規則36・一部改正)

公園名	施設の名称	供用日	供用時間
記念公園	総合体育館	1月4日から12月28日まで(月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。))に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)を除く。)	午前9時から午後9時まで
	陸上競技場 補助陸上競技場 (運動広場) 野球場 テニスコート	1月4日から12月28日まで	午前8時から午後9時まで
橘公園 小田南公園	軟式野球場	1月4日から12月28日まで	午前8時から午後9時まで
西向島公園	軟式野球場	1月4日から2月末日まで及び12月1日から同月28日まで	午前8時から午後5時まで
		3月1日から同月31日まで	午前8時から午後6時まで
		4月1日から同月30日まで及び9月1日から同月30日まで	午前6時(土曜日、日曜日及び休日にあつては、午前8時。以下同じ。)から午後6時まで
		5月1日から8月31日まで	午前6時から午後7時まで
		10月1日から11月30日まで	午前6時から午後5時まで
猪名川公園	軟式野球場 テニスコート	1月4日から2月末日まで及び10月1日から12月28日まで	午前8時から午後5時まで
		3月1日から4月30日まで及び9月1日から同月30日まで	午前8時から午後6時まで
		5月1日から8月31日まで	午前8時から午後7時まで
芦原公園 北雁替公園	市民プール	7月15日から8月31日まで	午前9時から午後6時まで
西武庫公園	分区園	1月1日から12月31日まで	午前0時から翌日の午前0時まで
尼崎城址公園	尼崎城天守	1月3日から12月28日まで(月曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)を除く。)	午前10時から午後5時まで

別表第2

(昭63規則12・追加、平5規則38・平11規則10・一部改正)

公園名	施設の名称	付属設備の種別	使用料	
			単位	金額
記念公園	総合体育館	幕	1枚1回	1,000円
		移動式電光表示装置	一式1時間	110円
		固定式電光表示装置	一對1時間	110円

		サスペンションライト	1列1時間	220円
		Horizontライト	1列1時間	220円
		シーリングライト(1.5KW×36灯)	1列1時間	1,000円
		シーリングライト(2.0KW×18灯)	1列1時間	650円
		ライトボタン	1列1時間	350円
		スポットライト(1KW)	1個1時間	110円
		スポットライト(0.5KW)	1個1時間	50円
		ピンスポット	1台1時間	300円
		放送基本設備	一式1時間	550円
		レコードプレーヤー	1台1回	650円
		オープンテープレコーダー	1台1回	800円
		カセットデッキ	1台1回	650円
		CDプレーヤー	1台1回	800円
		エコーマシーン	1台1回	800円
		跳ね返りスピーカー	1台1回	550円
		マイク	1本1回	550円
		電源	1KW1時間	30円
		パイプ椅子	1脚1回	20円
		長机	1脚1回	50円
		映写スクリーン	1張1回	1,000円
	陸上競技場	放送基本設備	一式1時間	350円
		マイク	1本1回	600円
		会議室	1時間	350円
	野球場	放送基本設備	一式1時間	350円
		マイク	1本1回	600円
		スコアボード	一式1時間	500円
		会議室	1時間	250円
芦原公園	市民プール	放送基本設備	一式1時間	300円
		マイク	1本1回	500円
		控室	1室1時間	200円

別記様式
(表)

所属、氏名	No. _____
	年 月 日生
公園監視員の証	
年 月 日	
公園管理者 尼 崎 市 長	

(裏)

注 意	写真 印
1 公園監視員は、本証を携帯し関係人に提示し、検査又は指示を行わなければならない。	
2 本証をき損又は紛失したときは、速やかに市長に届け出なければならない。	
3 年 月 日まで有効	